

暴力団等相談室設置要綱

1 趣旨

この要綱は、「一般社団法人大阪府警備業協会」(以下「本会」という。)が、暴力団等反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)からの不当要求行に断固対処するため、暴力団等相談室の設置及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 暴力団等相談室の設置

- (1) 事務局に暴力団等相談室を設置し、暴力団等相談室長(以下「室長」という。)を置く。
- (2) 室長は、事務局長の指揮の下に任務を行う。

3 暴力団等相談室長の任務

室長は、会員等に対する不当要求等に係る暴力団等の動向把握に努めるとともに、暴力団等による不当要求等にかかる会員からの相談に応じ、必要な措置を行うことを任務とする。

4 暴力団等の情報等の措置

- (1) 室長は、暴力団等の動向及び不当要求等の情報又は相談(以下「情報等」という。)を受理した場合は、保秘に十分配慮し、速やかに必要な措置を行うものとする。
- (2) 室長は、情報等の内容により、その確度を高めるため必要があると判断した場合は、警察や「公益財団法人大阪府暴力追放推進センター」等と意見等の交換を行うことができる。
- (3) 入手した情報について事件化等の措置が必要であると判断した場合は、提供者の了解のもと事実の確認結果に意見を付して会長に報告した後、警察へ届出等必要な措置を促すものとする。
- (4) 室長は、入手した情報から「企業モラルの推進に関する規程」第5条の措置が必要であると判断した場合は、事実の確認結果に意見を付して、会長に報告するものとする。
- (5) 室長は、保秘に十分配慮し、これらの情報等を常時整理保管して、暴力団等の対策に活用できるよう努めるものとする。

5 細目

この要綱の運用に関し、必要な細目は、会長が定めるものとする。

6 適用年月日

- (1) この要綱は、平成15年9月1日に遡って適用する。ただし、すでに措置した事案については適用しない。
- (2) この要綱の一部を改正し、平成18年12月8日から運用する。
- (3) この要綱の一部を改正し、平成24年4月1日から運用する。